

第6期六戸町障害福祉計画

令和3年3月
六戸町

目次

内容

第1章 計画の概要	1
1 計画の背景.....	1
2 計画の性格.....	2
3 計画の期間.....	2
4 基本理念.....	3
5 計画の点検・評価・見直し.....	4
第2章 障がい者の現状	5
1 人口推移.....	5
2 障がい者の状況.....	7
（1）障害者手帳所持者数の推移.....	7
（2）身体障害者手帳所持者数.....	8
（3）愛護（療育）手帳所持者数.....	9
（4）精神障害者保健福祉手帳所持者数.....	9
（5）難病患者の状況.....	10
第3章 障害福祉計画の目標及び見込量	11
1 福祉施設入所者の地域生活への移行.....	11
2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築.....	12
3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実.....	12
4 福祉施設から一般就労への移行等.....	13
（1）福祉施設から一般就労への移行.....	13
（2）就労定着支援事業利用者数.....	14
5 障がい児支援の提供体制の整備.....	15
6 相談支援体制の充実・強化等.....	15
7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築.....	15
8 障害福祉サービス等の確保の方策及び見込量.....	16
（1）訪問系サービス.....	16
（2）日中活動系サービス.....	18
（3）居住系サービス.....	21
（4）相談支援サービス.....	22
（5）障害児通所支援.....	23

（6）障害児入所支援.....	25
（7）障害児相談支援.....	26
（8）医療的ケアを要する障がい児に対する支援.....	26
9 自立支援医療及び補装具.....	27
（1）自立支援医療.....	27
（2）補装具費支給.....	27
10 地域生活支援事業.....	28

※ 本計画では、法令や固有名詞等を除き、原則として「障害」の「害」の字をひらがなで表記しています。

そのため、本計画では、「障害」と「障がい」が混在することとなっています。

	第6期六戸町障害福祉計画
--	--------------

第1章 計画の概要

1 計画の背景

障がい者を取り巻く制度や環境は、近年大きく変わってきています。中でも大きな制度改正は、平成15年4月、障がい者施策の一部について措置制度に代わり、障がい者自らがサービスを選択し、契約によりサービスを利用する支援費制度が実施され、平成18年4月には支援費制度から精神障がい者を含めて身体・知的・精神の障がい種別にかかわらず共通の制度によりサービスを実施する障害者自立支援法が施行されました。

本町においても、この施行に伴い、平成19年3月に「六戸町障害者計画及び障害福祉計画（第1期障害福祉計画）」を策定し、障がい者の自立に関する数値目標を定めるとともに、その達成に向け、障がい者が地域で自立して暮らせる環境づくりへの取り組みを進め、平成30年3月には「第5期六戸町障害福祉計画」（平成30年度～令和2年度）を策定しています。

平成24年6月、地域社会における共生の実現に向けて新たな障がい保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律が公布され、平成25年4月1日より、障害者自立支援法を障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）とするとともに、障がい者の定義に難病等を追加、平成26年4月1日からは、重度訪問介護の対象者の拡大、ケアホームのグループホームへの一元化などが実施されています。

平成30年4月、児童福祉法の改正により、国の基本方針に即し、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保等について、「障害児福祉計画」を策定することが義務づけられています。

これらの状況を踏まえ、本町では、「障害児福祉計画」及び障害者総合支援法に基づく「障害福祉計画」を「第6期六戸町障害福祉計画」（令和3年度～令和5年度）として一体的に策定します。

2 計画の性格

障害者総合支援法第 88 条第 1 項に基づく市町村障害福祉計画及び児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項に基づく市町村障害児福祉計画として、令和 5 年度までの目標及び障害福祉サービス等の見込量について示した市町村障害者計画の実施計画として位置づけられるものです。

3 計画の期間

本計画は、令和 3 年度を初年度とし、令和 5 年度を目標年度とする 3 か年計画です。

◎計画期間

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
第4次六戸町総合振興計画						第5次六戸町総合振興計画		
第2次六戸町障害者計画		第3次六戸町障害者計画						
第4期六戸町障害福祉計画			第5期六戸町障害福祉計画			本計画		
					見直し			
青森県障害福祉サービス実施計画(第4期)			青森県障害福祉サービス実施計画(第5期)			青森県障害福祉サービス実施計画(第6期)		

4 基本理念

ノーマライゼーション ・リハビリテーション

障害者計画と同様に、障がいの有無にかかわらず共にあゆむ社会を目指す「ノーマライゼーション」と、障がいがあるために人間的な生活条件から疎外されている方の社会復帰や社会参加を目指す「リハビリテーション」を本計画の基本理念とします。

また、本計画においては、国の基本指針（障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針）の基本的理念を踏まえ、計画を推進していきます。

■「ノーマライゼーション」

一般的には、障がい者や高齢者など社会的に不利を受けやすい人々が、社会の中で他の人々と同じように生活し、活動することが社会の本来あるべき姿であるという考え方をいいます。

■「リハビリテーション」

一般的には「障がいのある人の機能回復のための訓練」と考えられていますが、広くは「人間らしく生きる権利」（全人間的復権）を意味します。

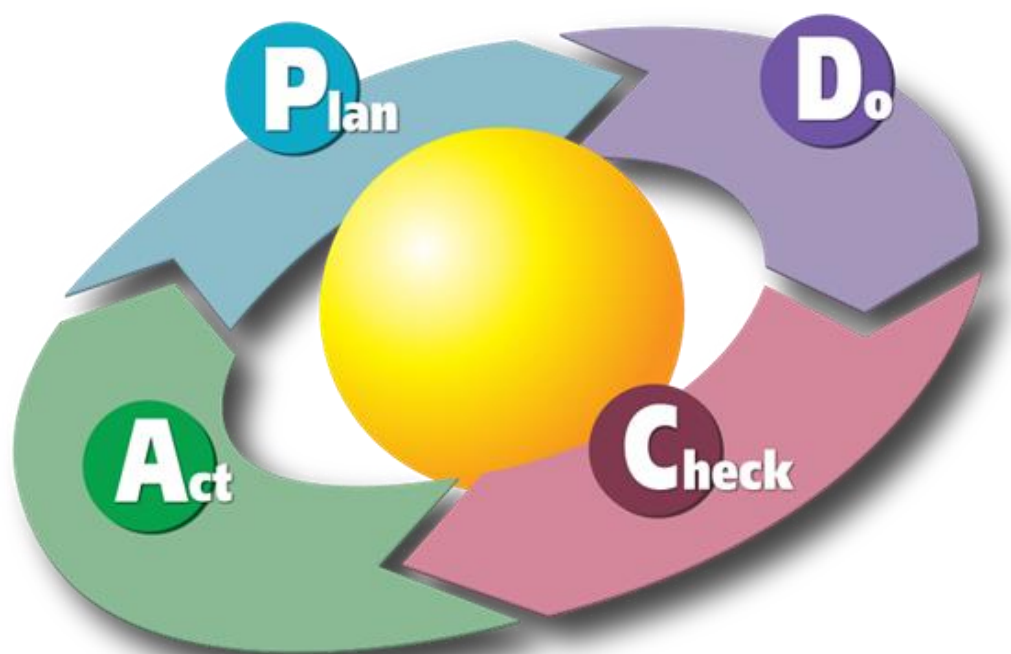
5 計画の点検・評価・見直し

年度ごとに、設定した数値目標をもとに計画の達成状況について、点検・評価を行います。

点検・評価は、障害福祉サービス等の基盤整備状況とともに相談支援事業及び地域生活支援事業等のサービス利用状況や基盤整備状況についても行います。

障がい福祉の向上のため、「計画（P l a n）⇒実施（D o）⇒評価（C h e c k）⇒改善（A c t）」の継続的かつ柔軟な実施に努めます。

■PDCAサイクルの概念図



※PDCA

- ① Plan （計画）：従来の実績や将来の予測などをもとにして業務計画を作成する。
- ② Do （実行）：計画に沿って業務を行う。
- ③ Check （評価）：業務の実施が計画に沿っているかどうかを確認する。
- ④ Act （改善）：実施が計画に沿っていない部分を調べて処置をする。

第2章 障がい者の現状

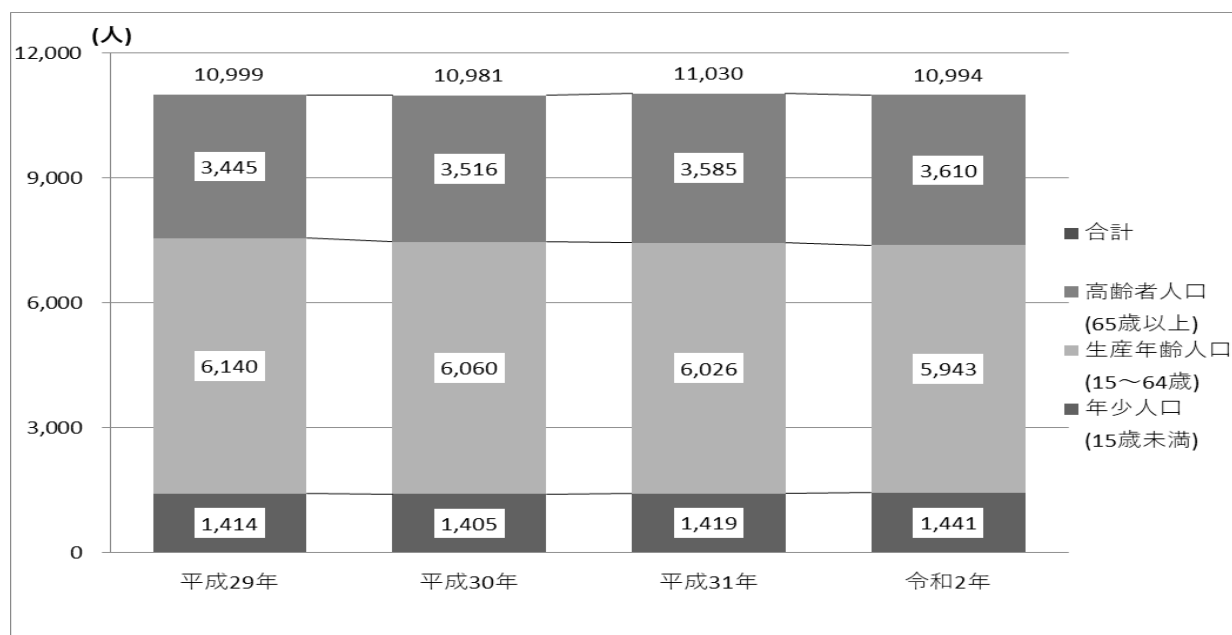
1 人口推移

本町の人口は、平成29年以降増減があるものの横ばい傾向で推移しています。年齢3区分別人口では、15歳未満の年少人口は増加傾向、15～64歳の生産年齢人口は減少傾向、65歳以上の高齢者人口は増加傾向にあります。

また、年齢3区分別人口割合でも同様の傾向がみられ、令和2年3月31日現在では、年少人口割合13.1%、生産年齢人口割合54.1%、高齢者人口割合（高齢化率）32.8%となっています。

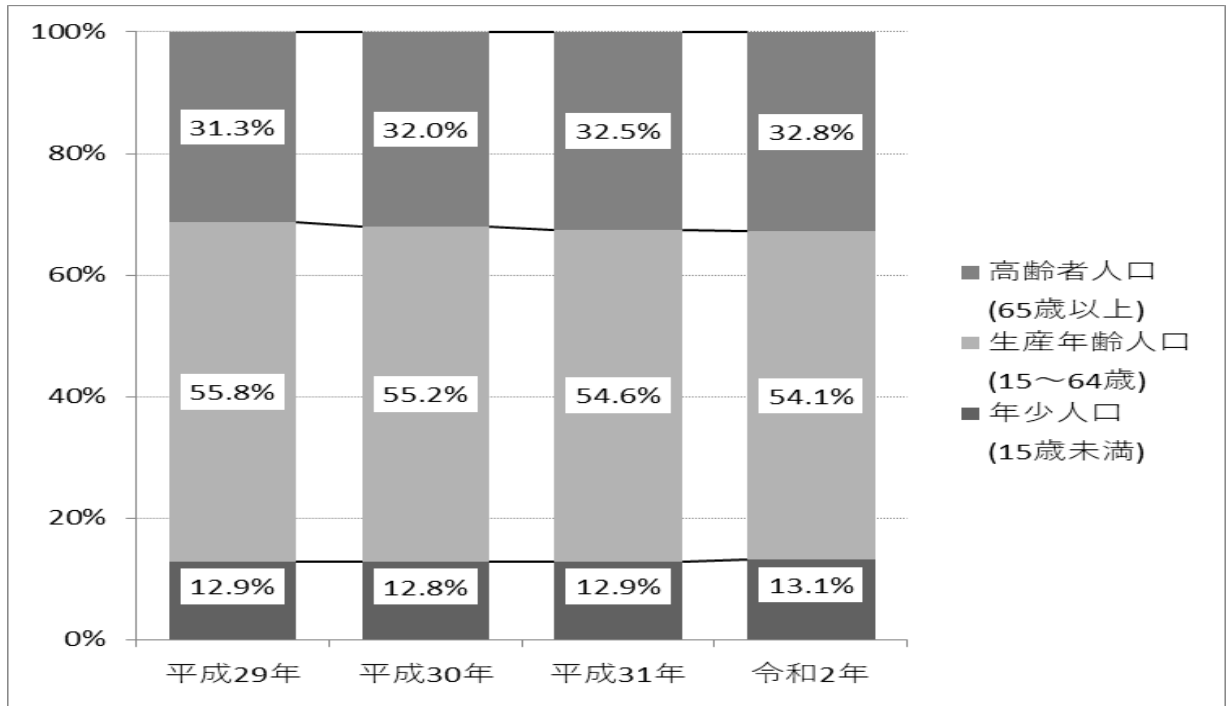
令和2年3月31日現在の人口構成をみると、特に65～69歳の年齢階層の人口が多くなっています。

■ 年齢3区分別人口推移



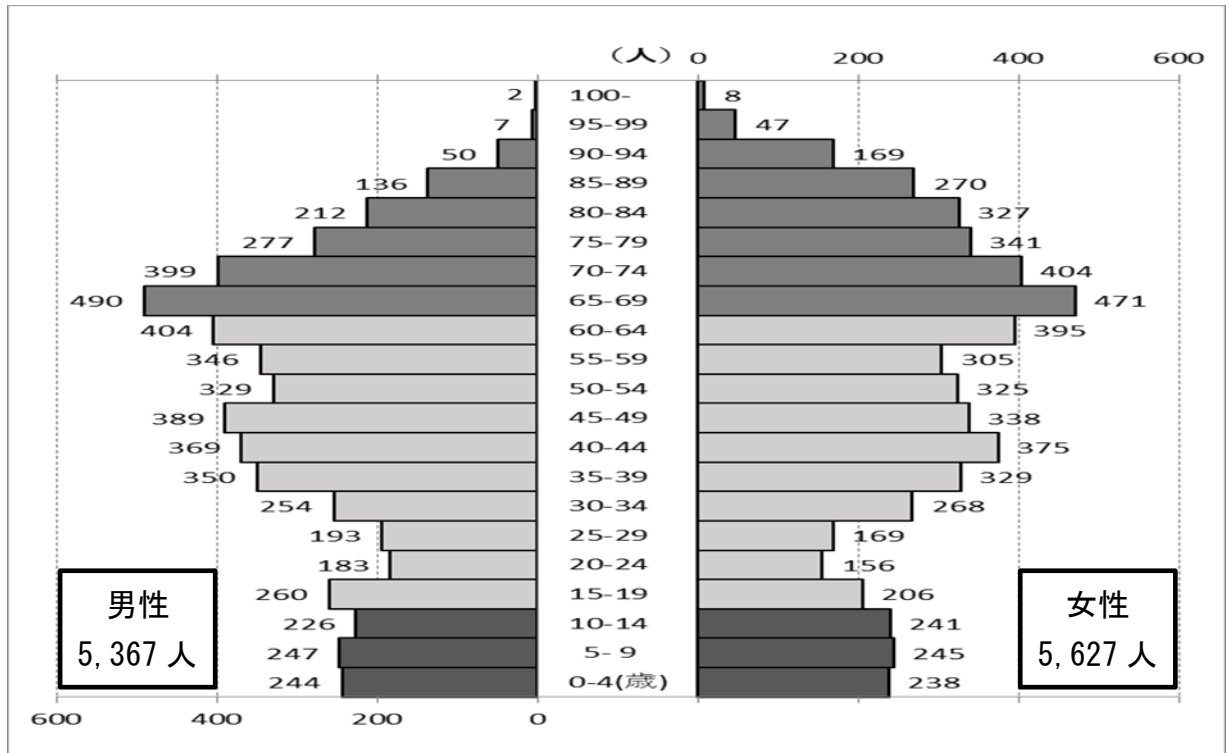
資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

■年齢3区分別人口割合推移



資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

■人口構成



資料：住民基本台帳（令和2年3月31日現在）

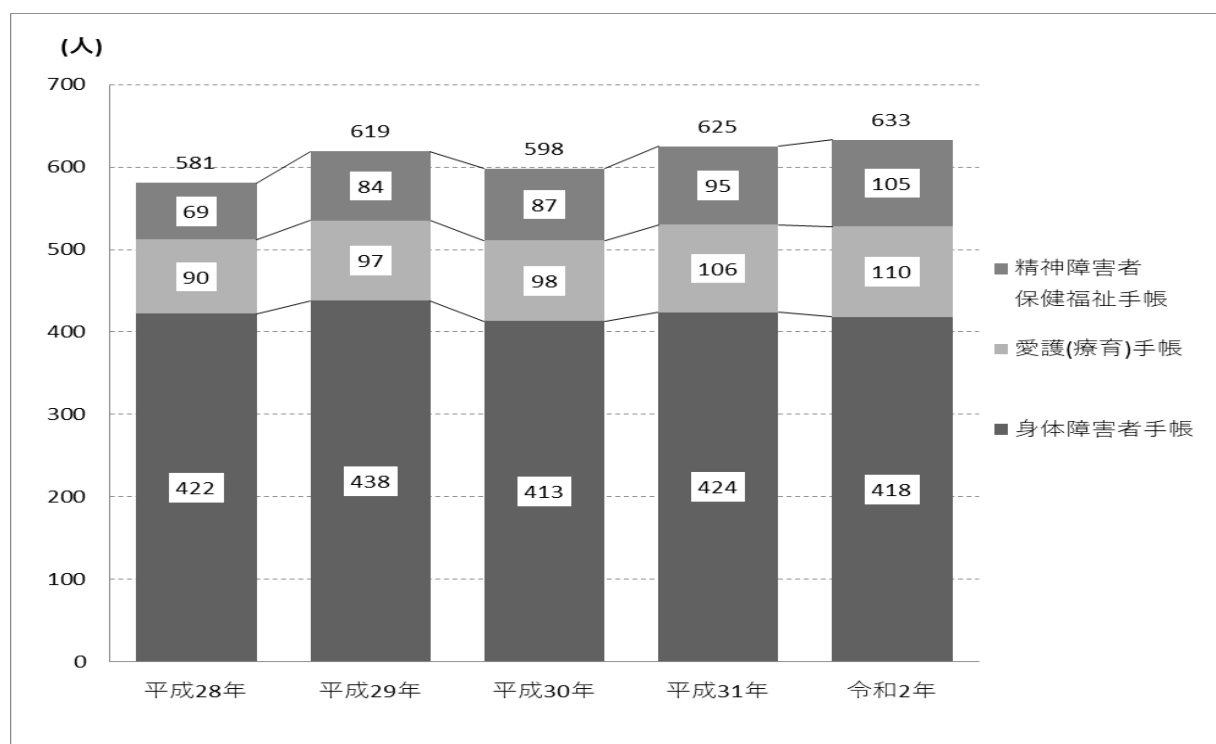
2 障がい者の状況

(1) 障害者手帳所持者数の推移

障害者手帳所持者数をみると、平成31年以降増加傾向で推移し、令和2年3月31日現在では633人となっています。

障がい別でみると、平成28年以降は、身体障害者手帳所持者は横ばい傾向で推移していますが、愛護（療育）手帳所持者及び精神障害者保健福祉手帳所持者は、いずれも増加傾向で推移し、前年の手帳所持者数を上回っています。

■障がい者数の推移（手帳所持者別）



資料: 福祉課(各年3月31日)

(2) 身体障害者手帳所持者数

令和2年3月31日現在における身体障害者手帳所持者数は、1級の重度障がい者が160人と全体の約38%を占めています。また、障がい種別では、肢体不自由が最も多く、248人となっています。

■等級別身体障害者手帳所持者数

(単位：人)

等級	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
1級	162	171	163	165	160
2級	73	72	66	68	67
3級	67	72	68	68	64
4級	87	88	80	83	87
5級	12	13	15	17	17
6級	21	22	21	23	23
計	422	438	413	424	418

資料：福祉課（各年3月31日）

■障がい別身体障害者手帳所持者数

(単位：人)

障がい名	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
視覚・視野障がい	25	26	25	26	23
聴覚・平衡障がい	28	28	25	26	26
音声・言語・咀嚼障がい	6	6	6	5	5
肢体不自由	258	267	249	249	248
内部障がい	105	111	108	118	116
計	422	438	413	424	418

資料：福祉課（各年3月31日）

(3) 愛護（療育）手帳所持者数

令和2年3月31日現在における愛護（療育）手帳所持者は、A（重度）が29人、B（中軽度）が81人となっています。

■愛護（療育）手帳所持者数 (単位：人)

年齢層	程度区分	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
18歳未満	A（重度）	4	8	7	6	4
	B（中軽度）	12	11	8	14	14
	計	16	19	15	20	18
18歳以上	A（重度）	21	21	22	23	25
	B（中軽度）	53	57	61	63	67
	計	74	78	83	86	92
計	A（重度）	25	29	29	29	29
	B（中軽度）	65	68	69	77	81
	計	90	97	98	106	110

資料：福祉課（各年3月31日）

(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者数

令和2年3月31日現在における精神障害者保健福祉手帳所持者数は、1級が29人、2級が65人、3級が11人となっています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数 (単位：人)

等級	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
1級	30	30	26	28	29
2級	34	48	54	59	65
3級	5	6	7	8	11
計	69	84	87	95	105

資料：福祉課（各年3月31日）

(5) 難病患者の状況

原因が不明で治療法が確立されていない難病のうち、厚生労働省が定める疾患を「特定疾患」とし、その治療にかかる医療費の一部を公費で負担しています。

令和2年3月31日現在の特定医療受給者数は86人、小児慢性特定疾病医療受給者数は、16人となっています。

■特定医療受給者数及び小児慢性特定疾病医療受給者数 (単位：人)

	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
特定医療受給者数	72	83	85	84	86
小児慢性特定疾病医療 受給者数	10	12	13	12	16

資料：上十三保健所（各年3月31日）

第3章 障害福祉計画の目標及び見込量

1 福祉施設入所者の地域生活への移行

第5期障害福祉計画では、平成28年度末時点の施設入所者のうち令和2年度末までの地域生活への移行者を2人としていました。

令和元年度末までの退所者は2人となっています。

国の基本指針では、「福祉施設入所者の地域生活への移行」について、「令和5年度末の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減すること」と、「令和5年度末までに令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上を地域生活へ移行すること」を目標に掲げています。

本町では、令和5年度末までに施設入所者数の削減目標を2人、入所施設から地域生活に移行する人数の目標を2人と設定します。

■福祉施設入所者の地域生活移行

項目	実績	備考
平成28年度末現在の入所者数	18人	平成28年度末時点
令和元年度末現在の入所者数(A)	19人	令和元年度末時点
項目	数値目標	備考
計画目標年度の入所者数(B)	17人	令和5年度末時点
入所者数の削減目標(C)	2人	A-Bの人数。既存入所者の減と、新規入所者の増の差し引き。 (国の目標割合は1.6%以上)
計画期間内に施設入所から地域生活に移行する人数の目標(D)	2人	令和元年度末時点の施設入所者のうち、グループホーム、福祉ホーム、一般住居へ移行する人数。 (国の目標割合は6%以上)

2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるよう支援するため保健、医療及び福祉関係者による協議の場を開催し、目標設定及び評価の実施をすることが国の基本指針として掲げられています。

本町では、地域の実情や県、近隣市町の動向をみながら、協議の場を設置する必要性を検討します。

■精神障がい者の利用者数

(単位：人)

	実績	見込
	令和2年度見込	令和5年度
地域移行支援	0	0
地域定着支援	1	1
共同生活援助	10	11
自立生活援助	0	0

3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

地域生活支援の機能を強化するため、令和5年度末までにグループホーム又は障害者支援施設に付加した地域生活支援拠点等を各市町村又は各圏域に1つ以上確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することが国の基本指針として掲げられています。

本町では、地域の実情や県、近隣市町の動向をみながら、他市町村との共同設置を含め必要性を検討します。

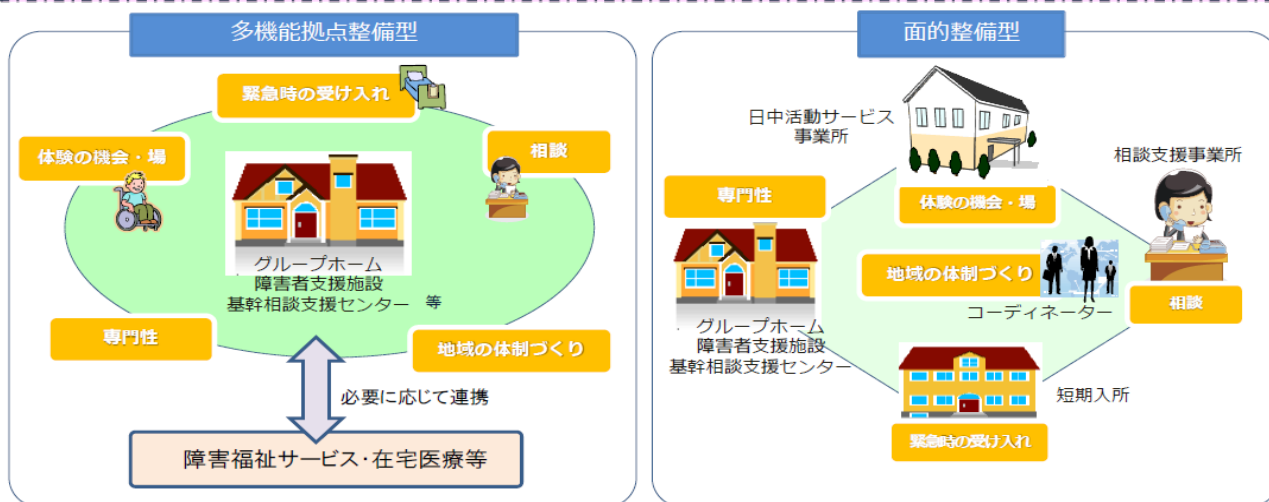
■地域生活支援推進のための多機能拠点構想（地域生活支援拠点）

地域生活支援拠点等の整備について

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、**居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）**を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築。

●地域生活支援拠点等の整備手法（イメージ）

各地域のニーズ、既存のサービスの整備状況など各地域の個別の状況に応じ、協議会等を活用して検討。



（出典）厚生労働省資料

4 福祉施設から一般就労への移行等

（1）福祉施設から一般就労への移行

第5期障害福祉計画では、令和2年度の福祉施設の利用者のうち一般就労に移行する年間延べ人数を3人としていましたが、令和元年度の一般就労への移行者はいません。

国の基本指針では、「福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。）を通じて、令和5年度中に一般就労に移行する者が、令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上（就労移行支援事業1.30倍以上、就労継続支援A型事業概ね1.26倍以上、就労継続支援B型事業概ね1.23倍以上）になること」を目標として設定しています。

本町では、令和5年度中において、福祉施設の利用者のうち一般就労への移行者の人数の目標を3人と設定します。

■福祉施設から一般就労への移行

項目	実績	備考
令和元年度の年間一般就労移行者数	0人	令和元年度に福祉施設から一般就労に移行した人の数
項目	数値目標	備考
目標年度の年間一般就労移行者数	3人	令和5年度に福祉施設から一般就労に移行する人の数

(2) 就労定着支援事業利用者数

国の基本指針では、「就労定着支援事業の利用者数について、令和5年度における一般就労への移行者のうち就労定着支援事業を利用する者が7割」、「就労定着支援事業の就労定着率について、令和5年度末時点で就労定着支援事業所のうち就労定着率が8割以上の事業所が全体の7割以上」を目標として設定しています。

本町では、令和5年度における一般就労への移行者の目標人数3人のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを目標として設定します。

■就労定着支援事業利用者数

項目	実績	備考
令和元年度における就労定着支援事業の利用者数	0人	
項目	数値目標	備考
令和5年度における一般就労への移行者のうち就労定着支援事業の利用者の割合	7割	令和5年度の一般就労への移行者のうち就労定着支援事業の利用者の割合 (国の目標割合は7割)

5 障がい児支援の提供体制の整備

障がい児においては、保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関と連携を図った上で、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援ができるようにすることが重要です。そのため、障害児通所支援等における障がい児及びその家族に対する支援について、障がい児の障がい種別や年齢別等のニーズに応じて、身近な場所で提供できるように、地域における支援体制を整備することが国の基本指針として掲げられています。

本町では、児童発達支援センターの設置、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保、医療的ケア児のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置について、地域の実情や県、近隣市町の動向をみながら、他市町村との共同設置を含め必要性を検討します。また、国では保育所等訪問支援を利用できる体制の構築についても掲げられています。本町では近隣市町村に保育所等訪問支援事業所があり利用できる体制が整備されていますが、より充実した体制の構築に努めます。

6 相談支援体制の充実・強化等

総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とし、地域の相談支援事業者への指導・助言、人材育成の支援、地域の相談機関との連携強化の取組の実施が国の基本指針として掲げられています。

本町では、地域の相談支援事業者等との連携体制の確保に努めます。

7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障害福祉サービス等の質を向上させるため、障害福祉サービス等に係る各種研修の活用、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有、指導監査結果の関係市町村との共有が国の基本指針として掲げられています。

本町では、審査結果の分析や活用ができるように各種研修へ町職員が積極的に参加し、障害福祉サービス等の質を向上させるための体制の構築に努めます。

8 障害福祉サービス等の確保の方策及び見込量

計画期間内の障害福祉サービス等の見込量については、これまでのサービス利用実績や国が示した基本指針等を踏まえ、総合的に勘案し見込量を設定します。

(1) 訪問系サービス

【サービスの内容】

	サービス	サービス概要	サービス整備方針
1	居宅介護	居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事など生活全般にわたる援助を行います。	介護保険事業との連携・調整を図り、在宅の重度障がい者と家族のため、障がい者専門ホームヘルパーを養成・確保し、サービス提供の時間帯の拡大など、需要に対応したサービスに努めます。
2	重度訪問介護	重度の障がいにより常時介護を要する障がい者に、居宅における入浴、排せつ及び食事の介護、外出時における移動の介護を総合的に提供します。	重度の障がいにより常時介護を要する障がい者が対象になるため事業者や派遣員の確保に努めます。
3	同行援護	視覚障がいにより移動に著しい困難を有する障がい者等に、外出する際に必要な援助を行います。	視覚障がいの特性に応じたサービスが提供できるよう、事業者の確保に努めます。
4	行動援護	知的障がい又は精神障がいにより常時介護を要する障がい者等に、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護を行います。	知的障がい又は精神障がいの特性に応じたサービスが提供できるよう、事業者の確保に努めます。
5	重度障害者等包括支援	常時介護を必要とし、その介護の必要の程度が著しく高い障がい者等に、居宅介護等複数の障害福祉サービスを包括的に提供します。	介護保険事業との連携・調整を図り、在宅の重度障がい者が包括的なサービスを受けられるよう、事業者の確保に努めます。

【サービス実績及び見込量】（1か月）

名称	単位	実績						見込		
		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
		計画	実績	計画	実績	計画	実績			
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護	時間	204	112	221	121	221	97	117	130	130
重度障害者等 包括支援	人	12	8	13	8	13	9	9	10	10

（令和2年度は実績見込）

(2) 日中活動系サービス

【サービスの内容】

	サービス	サービス概要	サービス整備方針
1	生活介護	常時介護を要する障がい者に、主として昼間に障害者支援施設等において、入浴、排せつ及び食事等の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他生活能力向上のために必要な援助を行います。	質の高い介護と日中活動の場を提供するため、事業者と連携してサービス提供体制の充実を図ります。
2	自立訓練 (機能訓練)	身体障がい者を対象とした、理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションや歩行訓練、コミュニケーション、家事等の訓練を行います。	地域生活を営む上で身体機能・生活能力の維持・向上等を図るため、一定の支援が必要な身体障がい者を対象とし支援します。
3	自立訓練 (生活訓練)	知的障がい又は精神障がいを有する障がい者に、入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練等を行います。	地域生活を営む上で生活能力の維持・向上等を図るため、一定の支援が必要な知的障がい者又は精神障がい者を対象とし支援します。
4	就労移行支援	企業等への就職又は在宅での就労・起業を希望する 65 歳未満の障がい者に対し、一定期間にわたり、事業所内や企業における生産活動等の機会を通じて就労に必要な知識・能力の向上に必要な訓練を行います。	一般就労を希望し、知識、能力の向上、実習、職場探し等を通じ、適性に合った職場への就労が見込まれる方(65 歳未満)を対象とし、企業等への就労や技術を取得し在宅で就労を希望する方などを支援します。
5	就労継続支援 (A型)	①就労移行支援事業を利用して企業等の雇用に結びつかなかった方 ②特別支援学校の卒業後、就職活動を行っても企業等の雇用に結びつかなかった方 ③就労経験があるが現に雇用関係の状態にない方 上記の①～③の方で 65 歳未満の障がい者に対し、事業所との雇用契約に基づく生産活動等の機会を通じて就労に必要な知識・能力向上に必要な訓練を行います。	就労機会の提供を通じ、生産活動に係る知識及び能力の向上を図ることにより、雇用契約に基づく就労が可能な方(65 歳未満)を支援します。

	サービス	サービス概要	サービス整備方針
6	就労継続支援 (B型)	<p>①企業等や就労継続支援事業（A型）での就労経験を持つものの年齢や体力の面で雇用されることが困難となった方</p> <p>②就労移行支援事業を利用しても企業等や就労継続支援事業（A型）の雇用に関わらなかった方</p> <p>③①、②に該当しないものの50歳に達している方又は試行の結果、企業等の雇用、就労移行支援事業や就労継続支援事業（A型）の利用が困難と判断された方に対し、雇用契約は結ばずに生産活動等の機会を提供します。</p>	就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用に関わらなかった障がい者や、一定年齢に達している障がい者などであって、就労の機会を通じ、生産活動に係る知識及び能力の向上や維持が期待される方について支援します。
7	就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者であって、就労に伴う生活面の課題が生じているものに、事業所・家族との連絡調整や、課題解決に向けて必要な支援を行います。	障がい者が安心して就労を継続できるよう、サービス提供事業所の確保に努めます。
8	療養介護	医療を要する障がい者であって常時介護を要するものに、主として昼間に病院において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の支援を行います。	質の高い機能訓練や日常生活の支援を行なうため、事業者と連携してサービス提供体制の充実を図ります。
9	短期入所 (福祉型)	施設への短期間の入所により、入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援を行います。	介護保険事業との連携・調整を図り、緊急ケースにも対応できるよう、入所施設の確保と充実に努めます。
10	短期入所 (医療型)		

【サービス実績及び見込量】（1か月）

名称	単位	実績						見込		
		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
		計画	実績	計画	実績	計画	実績			
生活介護	人日	528	485	550	503	550	503	500	520	520
	人	24	23	25	25	25	25	25	26	26
自立訓練 （機能訓練）	人日	4	0	4	0	4	0	0	0	0
	人	1	0	1	0	1	0	0	0	0
自立訓練 （生活訓練）	人日	69	44	69	53	69	66	72	72	72
	人	3	2	3	3	3	4	4	4	4
就労移行支援	人日	23	51	46	29	46	28	28	42	42
	人	1	3	2	3	2	2	2	3	3
就労継続支援 （A型）	人日	42	61	63	72	63	94	95	114	114
	人	2	3	3	4	3	5	5	6	6
就労継続支援 （B型）	人日	504	513	504	519	504	476	504	504	504
	人	24	27	24	29	24	28	28	28	28
就労定着支援	人	1	0	1	0	1	0	0	0	3
療養介護	人	0	2	0	2	0	2	2	2	2
短期入所 （福祉型）	人日	10	14	20	30	20	39	34	51	51
	人	1	2	2	1	2	2	2	3	3
短期入所 （医療型）	人日	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0	0	0	0

（令和2年度は実績見込）

(3) 居住系サービス

【サービスの内容】

	サービス	サービス概要	サービス整備方針
1	自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等を利用していただいていた障がい者で一人暮らしを希望する者などに、一定期間定期的な巡回訪問や随時の対応により、障がい者の理解力、生活力等について必要な助言や関係機関との連絡調整を行います。	障がい者が安心して自立した生活できるよう、サービス提供事業所の確保に努めます。
2	共同生活援助 (グループホーム)	地域で共同生活を営むのに支障のない障がい者につき、主として夜間において、共同生活を行う住居で相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行います。	地域移行が進む中で、見込まれる需要増加に対応できるよう、その取り組みを支援します。
3	施設入所支援	施設に入所する障がい者に、入浴、排せつ及び食事の介護、その他必要な日常生活上の支援を行います。	介護保険事業との連携・調整を図り、障がい者の要望に対応できるよう、サービスの確保に努めます。

【サービス実績及び見込量】(1か月)

名称	単位	実績						見込		
		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
		計画	実績	計画	実績	計画	実績			
自立生活援助	人	1	0	1	0	1	0	0	0	0
共同生活援助 (グループホーム)	人	17	19	18	18	19	18	19	20	21
施設入所支援	人	18	19	18	19	17	18	18	18	17

(令和2年度は実績見込)

(4) 相談支援サービス

【サービスの内容】

	サービス	サービス概要	サービス整備方針
1	計画相談支援	障がい者が適切な障害福祉サービス等を受けられるよう、サービス等利用計画を作成し、定期的にモニタリングを行います。	全ての利用者の計画が作成できるよう、必要に応じたサービス提供事業所の確保に努めます。
2	地域移行支援	障害者支援施設等に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者の地域移行を推進するため、住居の確保その他地域生活に移行するための活動に関する相談などを行います。	地域移行が円滑に進むよう病院と連携を図り、居住施設の確保とともに、必要に応じたサービス提供事業所の確保に努めます。
3	地域定着支援	居宅において単身生活する障がい者や、家庭の状況等により同居している家族による支援を受けられない障がい者に対し、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等における相談、訪問等の支援を行います。	障がい者が地域で安心して生活できるよう、サービス提供事業所の確保に努めます。

【サービス実績及び見込量】（1か年）

名称	単位	実績						見込		
		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
		計画	実績	計画	実績	計画	実績			
計画相談支援	人	72	79	73	79	73	83	83	84	84
地域移行支援	人	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地域定着支援	人	0	0	0	1	0	1	1	1	1

(令和2年度は実績見込)

(5) 障害児通所支援

【サービスの内容】

	サービス	サービス概要	サービス整備方針
1	児童発達支援	身近な地域で支援を必要とする未就学の障がい児が療育を受けられる場を提供するサービスで、障がいの特性に応じ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行います。	未就学の障がい児に対して、それぞれの障がいにあった療育を推進するため、サービス提供事業所の確保に努めます。
2	放課後等デイサービス	学校に就学している障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します。	障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進するため、サービス提供事業所の確保に努めます。
3	保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中の障がい児、または今後利用する予定の障がい児が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、訪問支援を実施することにより、保育所等の安定した利用の促進を図ります。	保育所等通所児童を対象に、支援の必要な児童の早期発見と関係者の共通意識を図り、訪問支援員から助言指導を得ます。
4	居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等の状態にあつて、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児に、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。	重度の障がい等があり、外出することができない児童が支援を受けられるよう、サービス提供事業所の確保に努めます。
5	医療型児童発達支援	上肢、下肢又は体幹の機能の障がい（肢体不自由）のある児童に対し、医療機関の設備を有した医療型児童発達支援センターや指定医療機関で、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練及び治療を行います。	肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的な支援が必要な児童に、日常生活における基本的動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行います。

【サービス実績及び見込量】（1か月）

名称	単位	実績						見込		
		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
		計画	実績	計画	実績	計画	実績			
児童発達支援	人日	84	81	98	75	112	60	81	90	99
	人	6	7	7	8	8	8	9	10	11
放課後等デイサービス	人日	154	140	168	210	182	155	182	196	210
	人	11	11	12	14	13	12	13	14	15
保育所等訪問支援	人日	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	人日	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	人	0	0	0	0	0	0	0	0	0
医療型児童発達支援	人日	0	0	0	12	0	6	6	6	6
	人	0	0	0	2	0	2	2	2	2

（令和2年度は実績見込）

(6) 障害児入所支援

【サービスの内容】

	サービス	サービス概要
1	福祉型障害児入所施設	障がいをもつ児童に対し食事、排せつ、入浴等の介護等、その他の日常生活上の援助を行います。
2	医療型障害児入所施設	障がいをもつ児童に対し疾病の治療や看護、医学的管理下での食事、排せつ、入浴等の介護、その他の日常生活上の援助を行います。

【入所実績及び見込量】（1か年）

名称	単位	実績※			見込		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
福祉型障害児入所施設 (公立もみのき学園) ※	人	4	3	0	1	1	2

※本町では、公立もみのき学園の事業主体である上北地方教育・福祉事務組合に分担金を支出。

(7) 障害児相談支援

【サービスの内容】

	サービス	サービス概要	サービス整備方針
1	障害児相談支援	障害児通所支援の利用において、障がい児又は保護者の状況を考慮し、サービス提供事業者等との連絡調整等を行い、障害児支援利用計画を作成し、定期的にモニタリングを行います。	障がい児の抱える課題の解決や適切なサービス利用にあたり、ケアマネジメントを図ることによりきめ細かく支援するため、障害児通所支援を利用する障がい児に対し、障害児支援利用計画を作成します。

【サービス実績及び見込量】（1か年）

名称	単位	実績			見込		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害児相談支援	人	21	25	22	24	26	28

（令和2年度は実績見込）

(8) 医療的ケアを要する障がい児に対する支援

【サービスの内容】

	サービス	サービス概要	サービス整備方針
1	医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	医療的ケアを要する障がい児が、地域において必要な支援を受けることができるよう、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等を配置します。	当町では今計画期間内においては配置を見込まないものとしませんが、地域の実情や県、近隣市町の動向をみながら設置の必要性を検討します。

【サービス実績及び見込量】

名称	単位	実績			見込		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	人	0	0	0	0	0	0

9 自立支援医療及び補装具

(1) 自立支援医療

自立支援医療制度は、心身の障がい除去・軽減するための医療（精神通院医療・更生医療・育成医療）について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度です。

自立支援医療は、障がい者等につき、その心身の障がいの状態の軽減を図り、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な医療と定義されています。

制度の周知と、障がいのある人一人ひとりの状況に応じた支給に努めるとともに、制度に合わせた安定的な支給が行えるよう財源確保を図ります。

(2) 補装具費支給

補装具とは、障がい者等の身体機能を補完又は代替し、かつ、長時間にわたり継続して使用されるものなどで、義肢、装具、車椅子などのことをいいます。

補装具費（購入、借受け、修理）の支給は、障がい者または障がい児の保護者からの申請に基づき市町村が行います。利用者は原則1割負担ですが、平成22年4月以降は市町村民税非課税世帯（※）及び生活保護受給世帯の場合、費用負担はありません。

制度の周知と、障がいのある人一人ひとりの状況に応じた支給に努めるとともに、制度に合わせた安定的な支給が行えるよう財源確保を図ります。

(※) 世帯の範囲について

障がい者の場合は、当該障がい者及び配偶者を同一世帯とみなします。

障がい児（18歳未満。ただし施設に入所している場合は20歳未満）の場合は、同一世帯の世帯員全員を世帯の範囲とみなします。

10 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障害者総合支援法第 77 条に規定される町が実施主体となる事業で、必ず実施しなければならない必須事業と、町の判断で地域特性を考慮して柔軟に実施できる任意事業から構成されています。

必須事業では、①理解促進研修・啓発事業、②自発的活動支援事業、③相談支援事業、④成年後見制度利用支援事業、⑤コミュニケーション支援事業、⑥日常生活用具給付等事業、⑦手話奉仕員養成研修事業、⑧移動支援事業、⑨地域活動支援センター事業の 9 項目を実施しています。

また、町の裁量で実施する任意事業は、①日中一時支援事業、②自動車運転免許取得・改造費助成事業、③福祉ホーム事業の 3 項目を実施しています。

計画期間内のサービスの見込量については、これまでのサービス利用実績を踏まえ、総合的に勘案し見込量を設定しますが、今後も利用者のニーズ等を踏まえ、サービス提供体制を整備し、事業内容の充実を検討していきます。

【サービスの内容】

	サービス	サービス概要	サービス整備方針
1	理解促進研修 ・啓発事業	障がい者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がい者等の理解を深めるため研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図ります。	障がいのある人に対する正しい理解と認識を深めるため、広報やホームページ等への掲載を通じて障がい者関連の情報提供の充実を図ります。
2	自発的活動支援事業	障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図ります。	障がい者やその家族が行う交流活動や地域住民の方などの団体が自発的に行う障がい者のためのボランティア活動について支援します。
3	相談支援事業	障がい者やその介護者等からの相談に応じ、情報提供やサービスの利用支援を行うとともに、権利擁護のために必要な援助などを行います。	六戸町単独で専門職を雇用して相談支援事業を実施することは極めて困難なことから、業務委託をして相談支援業務を実施します。なお、障がい者の地域生活や就学等の諸問題の解決には、こうした相談支援が不可欠であることから、関係機関が連携し、さらに充実するよう努めます。
4	成年後見制度利用支援事業	障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる障がい者で、成年後見制度の利用に要する費用について補助を受けなければ制度利用が困難であると認められる人に、費用助成を行います。	知的障がい者及び精神障がい者の権利擁護のため、審判請求を行うとともに審判請求に係る費用の負担、選任された成年後見人等の報酬について助成金を交付します。
5	コミュニケーション支援事業	障がいのため意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に、手話通訳者等を派遣するなどして意思疎通の円滑化を図ります。	聴覚障がい者等の社会生活上の利便を図るため、専門機関と連携し手話通訳等の派遣を行います。
6	日常生活用具給付等事業	障がい者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付・貸与することにより、日常生活の便宜を図ります。	法定給付の補装具費給付と同じく所得による利用者負担の軽減措置がある負担額を設定し、必要な日常生活用具の給付をします。
7	手話奉仕員養成研修事業	手話で日常生活を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した者を養成し、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等の自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにします。	三沢市、おいらせ町と合同開催し、広域的に聴覚障がい者の日常生活や社会生活の利便性を確保できるようにします。

	サービス	サービス概要	サービス整備方針
8	移動支援事業	屋外での移動に困難がある障がい者・児について、外出のための支援を行うことにより、地域での自立生活及び社会参加を促します。	車いす等の移動手段を支援できる社会福祉法人等に業務を委託し、移動支援体制を整備するとともに、サービス提供体制の充実に努めます。
9	地域活動支援センター事業	地域活動支援センターは、基礎的事業として、創作活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行います。基礎的事業に加え、事業の強化を図るためセンターには3つのタイプがあります。 I型：基礎的事業に加え、専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療・福祉及び地域社会基盤との連携強化、ボランティアの育成、障がいの理解促進等の事業を行います。 II型：基礎的事業に加え、機能訓練・社会適応訓練・入浴等のサービスを提供します。 III型：基礎的事業を実施する小規模作業所からの移行を想定した事業を行います。	本町では十和田市の「アセンドハウス」I型へ業務委託により支援しています。今後、関係機関・団体と連携を深めながら、より効果的な地域活動支援センター事業のあり方について検討し実施するよう努めます。
10	日中一時支援事業	障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的に、障がい者等の日中における活動の場を確保します。	障がい者を介護している家族の支援等については、日中一時支援事業で対応できる事業者に業務委託をします。
11	自動車運転免許取得・改造費助成事業	障がい者が自動車運転免許を取得する際の経費や自動車の改造に要する経費の一部を助成することにより、障がい者の自立と社会参加の促進を図り、福祉の増進に資するものです。	障害者手帳の交付を受けている者で、自動車運転免許証の交付日から6か月を経過していない者へ運転免許取得に要した経費の一部を助成します。 また、身体障がい者本人が所有し運転する自動車について、必要な改造のための費用の一部を助成します。
12	福祉ホーム事業	現に住居を求めている障がい者に対し、低額な料金で居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与することにより、障がい者の地域生活を支援します。	福祉ホームがある十和田市と協定を結び、運営法人の経費について利用者数に応じた運営事業費の一部を負担します。

【障害福祉計画に定める地域生活支援事業の実績（市町村事業）】

事業名	平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	実施箇所数	実利用者数	実施箇所数	実利用者数	実施箇所数	実利用者数
(1) 理解促進研修・啓発事業	無		無		無	
(2) 自発的活動支援事業	無		無		無	
(3) 相談支援事業	/		/		/	
① 障害者相談支援事業	1	/	2	/	2	/
基幹相談支援センター	無		無		無	
② 基幹相談支援センター等機能強化事業	無		無		無	
③ 住宅入居等支援事業	無		無		無	
(4) 成年後見制度利用支援事業	/	0	/	1	/	0
(5) 成年後見制度法人後見支援事業	無		無		無	
(6) 意思疎通支援事業	/		/		/	
① 手話通訳者・要約筆記者派遣事業	/	0	/	0	/	0
② 手話通訳者設置事業	無	/	無	/	無	/
(7) 日常生活用具給付等事業	/		/		/	
① 介護・訓練支援用具	0		0		0	
② 自立生活支援用具	2		2		1	
③ 在宅療養等支援用具	2		1		0	
④ 情報・意思疎通支援用具	0		1		3	
⑤ 排泄管理支援用具	206		222		238	
⑥ 居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	0		0		0	
(8) 手話奉仕員養成研修事業	/	2	/	0	/	0
(9) 移動支援事業 左：実利用者数 右：延べ利用時間数	/	2 223	/	2 245	/	2 260
(10) 地域活動支援センター事業	1	6	1	1	1	1
(11) 日中一時支援事業	/	1	/	0	/	0
(12) 自動車運転免許取得・改造費助成事業	/	0	/	2	/	2
(13) 福祉ホーム事業	/	2	/	2	/	2

(令和2年度は実績見込)

【障害福祉計画に定める地域生活支援事業の見込（市町村事業）】

事業名	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	実施見込 箇所数	実利用 見込者数	実施見込 箇所数	実利用 見込者数	実施見込 箇所数	実利用 見込者数
(1) 理解促進研修・啓発事業 ※実施の有無を記載	無		無		無	
(2) 自発的活動支援事業 ※実施の有無を記載	無		無		無	
(3) 相談支援事業						
① 障害者相談支援事業	2		2		2	
基幹相談支援センター ※設置の有無を記載	無		無		無	
② 基幹型相談支援センター等機能強化事業 ※実施の有無を記載	無		無		無	
③ 住宅入居等支援事業 ※実施の有無を記載	無		無		無	
(4) 成年後見制度利用支援事業		1		1		1
(5) 成年後見制度法人後見支援事業 ※実施の有無を記載	無		無		無	
(6) 意思疎通支援事業						
① 手話通訳者・要約筆記者派遣事業 ※実利用見込件数を記載		0		0		1
② 手話通訳者設置事業 ※実設置見込者数を記載	無		無		無	
(7) 日常生活用具給付等事業 ※給付等見込件数を記載						
① 介護・訓練支援用具	0		0		0	
② 自立生活支援用具	1		1		1	
③ 在宅療養等支援用具	1		1		1	
④ 情報・意思疎通支援用具	0		1		1	
⑤ 排泄管理支援用具	242		262		282	
⑥ 居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	0		0		0	
(8) 手話奉仕員養成研修事業 ※実養成講習修了見込者数（登録見込者数）を記載		1		1		1
(9) 移動支援事業 ※「実利用見込者数」欄に、左：実利用見込者数、右：延べ利用見込時間数の順に記載		2	246		2	246
(10) 地域活動支援センター事業	1	5	1	5	1	5
(11) 日中一時支援事業		0		0		0
(12) 自動車運転免許取得・改造費助成事業		1		1		1
(13) 福祉ホーム事業		2		2		2

第6期六戸町障害福祉計画

発行 六戸町 令和3年3月
編集 六戸町福祉課
青森県上北郡六戸町大字犬落瀬字前谷地 60
電話 0176-55-3111(代)
FAX 0176-55-3031